

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱  
都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十六号）の施  
行期日を平成十九年十一月三十日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日を平成十八年十一月  
三十日とすること。